

「那覇市営住宅条例」及び「那覇市営住宅条例施行規則」の一部改正(概要)に対する市民意見の募集要領

那覇市における人口減少・少子化対策として、子育て世帯及び若者夫婦世帯に対する市営住宅を活用した入居支援を行うため、那覇市営住宅条例及び那覇市営住宅条例施行規則の一部改正を検討していますので、改正内容に対する皆様のご意見を募集します。

1 案件名 「那覇市営住宅条例」及び「那覇市営住宅条例施行規則」の一部改正(概要)に対する市民意見の募集について

2 募集期間 令和7年9月22日(月曜)～令和7年10月21日(火曜)

3 内容確認方法

(1) 那覇市ホームページからダウンロード

(2) 市の公共施設での縦覧(土日祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分)

① 那覇市役所 市営住宅課(那覇市役所本庁舎8階)

② 那覇市役所 市政情報センター(那覇市役所本庁舎1階閲覧コーナー)

4 提出先・提出方法

(1) 提出様式

様式は自由ですが、意見提出者の氏名、郵便番号、住所及び平日の日中にご連絡が可能な電話番号を明記してください。

※添付のご意見提出書をご参照ください。

(2) 提出方法・提出先

① 直接提出：那覇市役所本庁舎8階 市営住宅課(那覇市泉崎1-1-1)

② 郵 送：〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役8階 市営住宅課

③ F A X：那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課(098-951-3243)

④ 電子メール：naha_b_zyu001@city.naha.lg.jp

(裏面につづく)

5 留意事項

意見の提出に際し、以下の点について、あらかじめ了承ください。

- (1) 意見提出者の氏名、住所、電話番号のいずれかが未記入のご意見については、受付いたしかねます。必ずご明記下さい。なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、また、本市の考え方公表時において公表されることはございません。
- (2) 電話や来所等による口頭でのご意見、匿名でのご意見については、受付いたしかねます。
- (3) 提出いただいたご意見に対し、個別での回答はいたしません。募集締め切り後に本市の考え方とともにホームページ等にて公表します。
- (4) 本市の考え方公表に際し、お寄せいただいたご意見の趣旨から外れないよう、ご意見を要約する場合がございます。また、複数の同趣旨のご意見がある場合、ご意見のまとまりごとに整理させていただく場合がございます。
- (5) 直接提出される場合、那覇市役所本庁舎の駐車場は有料となります。また、駐車場台数に限りがあることから、公共交通機関の利用にご協力ください。
- (6) 直接提出、又はメールによる提出の場合、令和7年10月21日（火曜）午後5時15分が受付期限となります。
- (7) 郵送による提出の場合、切手等の郵送に係る費用は提出者の負担となります。また、令和7年10月21日（火曜）必着までとさせていただきます。
- (8) 提出されたご意見について、内容確認等のため、担当よりお電話させていただく場合がございます。平日の日中（午前8時30分～午後5時15分）に連絡可能な電話番号をご記入ください。
- (9) FAX 又は電子メールによる提出の場合、通信料等の提出に係る費用は提出者の負担となります。